

## 《Eメール119番通報システムのご利用案内》

Eメールによる119番通報システム（Eメール119）は、携帯電話、パソコン等（以下「携帯電話等」という。）のEメールにより救急車や消防車の出動要請ができるシステムです。

### 1. ご利用できる方

聴覚や言語等に障がいがあり、下記にあてはまる方です。

- ① 石狩市、当別町、新篠津村に居住している方
- ② 石狩市、当別町、新篠津村に通勤または通学されている方

※ 利用者が未成年の場合は保護者の同意が必要です。

### 2. 登録方法

- ① 『Eメール119番通報システム申込書』を消防本部、消防署、支署又は各市町村の福祉担当係で受け取るか、石狩北部地区消防事務組合のホームページからダウンロードする。
- ② 『Eメール119番通報システム申込書』に必要事項を記入する。
- ③ 記入した『Eメール119番通報システム申込書』を下記の方法で提出する。
  - A 消防本部警防課又は最寄りの消防署、支署へ直接提出する。
  - B 消防本部警防課へ郵送する。  
(〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2-3 石狩北部地区消防事務組合消防本部警防課)
  - C 消防本部警防課へFAXで送信する。(FAX番号:0133-74-7130)
- ④ 消防本部警防課で受付。※登録には数日かかる場合があります。
- ⑤ 申請者の登録アドレスにEメール119番通報用のアドレスから登録完了のメールが届きます。忘れないように携帯電話等のアドレス帳に登録してください。
- ⑥ 登録アドレス送受信確認のため、登録完了メールに対して「登録を確認しました」と返信してください。
- ⑦ ご利用開始となります。

### 3. 通報時のメール内容

- ① 救急か火事か
- ② 発生場所（住所、アパート名、部屋番号など）
- ③ 発生場所が分からなければ近くの目標物（〇〇小学校、〇〇商店の近くなど）
- ④ 現在の状況（だれが、どこが痛い、どこで何が燃えているなど）
- ⑤ あなた（患者）の氏名、年齢、性別、既往歴（病歴など）

#### 4. 注意事項

- ① 石狩市、当別町、新篠津村内への救急車や消防車の要請に限り利用することができます。
- ② 登録アドレスに限り通報ができます。事前に登録していないアドレスからの通報はできません。
- ③ Eメール119番通報システムは、インターネット回線の混み具合や電波状況などによって、メールが遅れたり、届かなかったりする場合があります。消防指令センターから「救急車が向かいました」などの返信メールが届かないときは、再度通報メールを送信するか、近くの方に助けを求めるなど他の方法で通報してください。
- ④ 消防指令センターから登録完了のメールが通知されるまで利用することができません。
- ⑤ 通報に伴う通信料金等は、利用者負担となります。
- ⑥ 住所、アドレス等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにEメール119番通報システム申込書により届け出てください。
- ⑦ 迷惑メール等の着信拒否設定をされている方は、登録前に設定を解除してください。
- ⑧ 緊急時の救急車や消防車の出動要請に限りご利用になれます。

#### 5. 登録情報の変更

- ① 登録方法と同じ要領で再登録を行います。（変更される箇所を記載し再提出して下さい。）

#### 6. 登録抹消方法

- ① 『Eメール119番通報システム申込書』を消防本部、消防署、支署又は各市町村の福祉担当係で受け取るか、石狩北部地区消防事務組合のホームページからダウンロードする。
- ② 『Eメール119番通報システム申込書』に必要事項を記入する。
- ③ 記入した『Eメール119番通報システム申込書』を下記の方法で提出する。
  - A 消防本部警防課又は最寄りの消防署、支署へ直接提出する。
  - B 消防本部警防課へ郵送する。

（〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2-3 石狩北部地区消防事務組合消防本部警防課）
  - C 消防本部警防課へFAXで送信する。（FAX番号：0133-74-7130）
- ④ 消防本部警防課で受付。※登録には数日かかる場合があります。
- ⑤ 利用者の登録アドレスにEメール119番通報用のアドレスから登録完了（抹消）のメールが届きます。
- ⑥ 抹消完了となります。

- お問い合わせ先 石狩北部地区消防事務組合消防本部警防課  
電話番号 : (0133) 74-5375  
FAX : (0133) 74-7130